

Business News

第294号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、「令和3年度税制改正のポイント」のシリーズ最終回として、「資産課税・M&A・納税環境整備」について小嶋税務会計事務所 税理士・小嶋大志様に寄稿いただきました。

令和3年度税制改正のポイント（3）資産課税・M&A・納税環境整備

1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

令和3年4月以降、非課税枠を減額予定でしたが、令和3年12月31日までの間、それまでの非課税枠の水準（省エネ等住宅1,500万円、その他住宅1,000万円）へ引き上げることとします。また、受贈者の贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、本特例の床面積要件の下限が50㎡以上から40㎡以上へ引き下げられます。なお、床面積50㎡以上の家屋に対し本特例を適用する場合の合計所得金額の要件は、2,000万円以下のまま変更ありません。

2. 「教育資金の一括贈与」「結婚・子育て資金の一括贈与」に係る贈与税の非課税措置の見直し

節税的な利用の防止の観点で見直し※を行い、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。
※教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。ただし、贈与者の死亡の日において、受贈者が23歳未満、学校等に在学している、教育訓練給付金支給対象となる教育訓練を受講している場合などは、適用されません。
※両措置のいずれについても、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用します。

3. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務や偶発債務等）に備える観点からの税制の創設です。M&Aに関する「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る）が対象です。株式等の取得価額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てたときは、その積立金額を損金として算入できるようになります。この準備金は据置期間終了後、原則として5年間で均等額を取り崩し、益金として算入します。なお、経営力向上計画の認定期限は、令和6年3月31日までとなります。

4. 納税環境の整備

（1）税務関係書類における押印義務の見直し

（例）確定申告書、給与所得者の扶養控除申告書など

（2）電子帳簿等保存制度の見直し（令和4年1月1日以後適用）

（例）税務署長の事前承認の廃止、請求書等の原本による確認の不要化（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能）

（3）スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設（令和4年1月1日以後適用）

5. 詳細は、財務省 HP 等でご確認ください

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

（小嶋税務会計事務所）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。

N294